

【表紙】  
【提出書類】 変更報告書No.12  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 直井 佳世子  
【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階  
【報告義務発生日】 平成29年3月22日  
【提出日】 平成29年3月31日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メガネスーパー
証券コード	3318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQスタンダード）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ケイマン・キャピタル・マネージメント・ツー・インク
住所又は本店所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005, Cayman Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成18年12月11日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ディレクター（Director）
事業内容	リミテッド・パートナーシップ財産の管理・運用

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 アドバンテッジパートナーズ 直井 佳世子
電話番号	03-5425-8851

## (2)【保有目的】

経営参加、中長期投資及び重要提案行為等を行うこと。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			13,266,662
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 13,266,662
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		13,266,662
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年3月16日現在)	V	187,976,115
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.13

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年3月16日	株券(普通株式)	303,900	0.16	市場内	処分	
平成29年3月17日	株券(普通株式)	377,300	0.20	市場内	処分	
平成29年3月21日	株券(普通株式)	371,400	0.20	市場内	処分	
平成29年3月22日	株券(普通株式)	223,800	0.12	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者（大量保有者）が業務執行組合員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・ジェネラルパートナー・エルピー（AP Cayman Partners II General Partner, L.P.）が業務執行組合員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・エルピー（AP Cayman Partners II, L.P.）の株式数であります。また、発行者のA種優先株式を保有する有限会社ピック商事との間で、有限会社ピック商事が、発行者のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の全てにおいて上程される議案（会社法第322条第1項第1号ロ（但し、A種優先株式の内容の変更に限る。）に係る議案を除く。）に関し、自ら保有する株式の全部に係る議決権につき、提出者（大量保有者）が満足する内容の議決権を行使する義務を負う旨を合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	653,025
上記（Y）の内訳	平成29年3月22日において保有する株券（普通株式）4,343,482株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成29年3月22日において保有する株券（A種劣後株式）8,923,180株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	653,025

## 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

## 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地